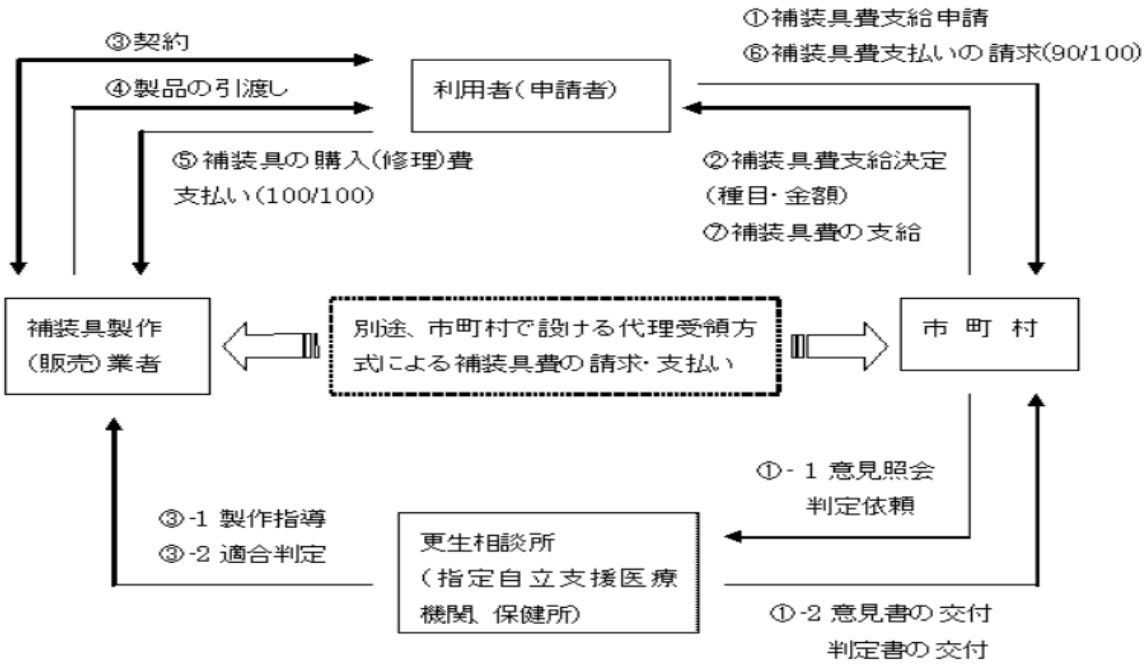
進 路 だ よ り　(2020 年度　第７号)

伊丹特別支援学校進路担当

朝晩の冷え込みが激しくなり、もう冬がそこまできている季節となりました。先月は進路説明会に参加いただきありがとうございました。そこで少し話題となった装具のことについて今月号の進路だよりでお伝えします。

装具にも様々なものがありますが、車椅子関係や座位保持椅子、短下肢装具など子ども達によって使用しているものは異なります。また、作製するにあたり、図や Q&A 方式で詳しくその点についてお伝えしたいと思います。



（図：伊丹市ホームページより）

※以下のアンサー（A）で１８歳未満、１８歳以上と記載していますが、１８歳以上高等部３年生で１８歳になるのでその誕生日を過ぎると制度が変わるということです。

Q.　なぜ入学時や卒業時に作製するの？

A.　装具に関しては耐用年数が設定されています。例えば車椅子では６年、座位保持椅子では３年などがあります。ただし耐用年数が設定されていても新たに作製する、もしくは修理をする場合においては、子ども達の成長に合わせてですので、医師の意見書があり、認定を受けることができれば作製することも可能になります。市としての判断が難しい場合は県立身体障害者更生相談所に問い合わせる場合もあるそうです。入学時や卒業時に作製することが多いのは必要な補装具を一気に作製する方が金銭面でも負担を軽減できる点が大きいからです。

〔１８歳未満〕

家庭用と学校用として２台持ちが可能。１８歳になるまでに作製しておくご家庭が多い。

〔１８歳以上〕

２台持ちは認められず、車椅子か座位保持椅子などどちらか１つだけの作製が可能。



Q.　高等部卒業後に作製することはできないの？

A.　卒業後に作製することは可能です。ただし、在学中（１８歳になるまで）に作製しているケースが多く、卒業後すぐに新たな補装具を作るというケースは少ないです。また補装具を作製するのに手間や時間がかかってしまうというデメリットもあります。また、１８歳未満のときの流れではなく、１８歳以上になると診断を受ける場所がかかりつけ医ではなく県立身体障害者更生相談所（神戸市西区曙町）となります。そこまでの行く手段がないと作製することは困難であると思います。ただし、巡回相談という形で伊丹市は年に１回アイ愛センターに来ています。その時に診断を受けて支給決定を受けるということも可能です。伊丹市は１回だけですが、その他の阪神間（西宮市、尼崎市、宝塚市）では複数回巡回相談が来るので予約をすれば他地域でも受診可能ということになります。

Q.　お金ってどうなるの？

A.　在学中の作製においては、世帯主の所得によって支払額が変わってきます。区分は３つに分かれています。

区分	金額
生活保護世帯	負担上限割額　　０円
低所得世帯	負担上限割額　　０円
一般世帯	負担上限割額　３７，２００円



※一般世帯に関しては、市民税所得額が４６万円以下の世帯です。ただし、補装具の１割負担をしなければならないのですが、１割の負担金と上限割額のどちらか安い金額を支払うということになります。

　子どもの年齢が１８歳以上になった場合は世帯主の所得ではなく、本人の所得で支払額が決まります。保護者と一緒に住んでいたとしても世帯分離などすることなく本人の所得のみ見られるため考え方次第では１８歳以上で作られたほうがお得に作られるようになるかもしれません。本人は働いていない、もしくは卒業して就労している場合においても非課税対象となることがほとんどですので低所得世帯区分になります。よって作製するにあたって負担上限割額は０円と定められています。



Q.　作製する場所はどこ？

A.　〔１８歳未満〕

　主治医に紹介された場所（本校では主に川村義肢さん）で作製することがほとんどです。市から指定されることはありませんが、製作業者一覧を提示されてそこから保護者に選択してもらうことは可能です。

〔１８歳以上〕

　県立身体障害者更生相談所の医師の診断が必要となり、そこから業者の選定などになります。しかし、保護者が今まで利用したことのある業者と事前に話をして、作製したいものについて様々決めた上で身体障害者更生相談所と話を進めたほうが完成までの期間は短くなります。

　電動車椅子と座位保持椅子は必ず県立身体障害者更生相談所に行って作らなければならないというルールもあります。その他の車椅子や短下肢装具などは巡回相談で作製まで進めていくことが可能です。

Q. 作製する時に必要な書類とかはあるの？

A. 〔１８歳未満〕

①意見書　②申請書　③身体障害者手帳　④見積書

意見書に関しては、事前に医師に書いてもらって提出という形になります。新しく作製する場合は必ず必要になりますが、修理の際は必要になる場合とならない場合があります。詳しくはどのように修理をするかによって変わるので、市役所に問い合わせしてください。

〔１８歳以上〕

申し込み時に①身体障害者手帳　②印鑑　のみ市役所へ持参すれば大丈夫です。

Q. どんな流れで完成まで進むの？18 歳未満でも１８歳以上でもやり方は同じ？

A. 〔１８歳未満〕

①市役所へ補装具費支給申請（保護者）　②保護者、業者へ支給決定の連絡（市役所）

③業者と契約（保護者）④補装具の確認、引き渡し（業者）⑤購入、１割支払い（保護者）

⑥残額支払い（市役所→業者）

〔１８歳以上〕

①市役所に申し込み（保護者）②更生相談所に意見照会、判定依頼（市役所）

③保護者に支給決定の連絡（市役所）④更生相談所に意見書交付、判定書交付（市役所）

⑤業者に製作指導、適合判定（更生相談所）⑥利用者と装具の調整（業者）

⑦購入、支払い（利用者）⑧残額支払い（市役所→業者）

上記のように進め方は異なります。ただしこの番号通りではない例もあります。１８歳未満では病院の主治医と、１８歳以上では主治医ならびに利用したことのある業者と話を進めておくことがおすすめです。

ご存知の情報も多々あると思いますが、今後の参考になればと思います。卒業後も子ども達の体の状態は変化します。子ども達の体の状態に合った適切な装具を身につけることが何より良い状態を保てるかと思います。また本校では、毎日子ども達の体の状態に合わせて「からだの学習」の時間を教育課程上の自立活動に位置づけ取り組んでいますが、卒業後にからだを弛めてくれたり、一人の子どもに時間を取ってくれたりする事業所はほぼないというのが現状です。からだのケアは PT などに行きリハビリをすることがほとんどです。そのため、適切な装具を作製するためにという今回のテーマが保護者の皆様にとって少しでも役に立てばと考えています。更に詳しい情報は市役所の障害福祉課またはこども福祉課、こども発達支援センター（あすぱる）に問い合わせていただくことをおすすめします。



ガイドブック　完成



進路の手引き「ガイドブック」がついに今年度バージョンとして完成しましたので各家庭に１冊持ち帰ります。今年度より紙ファイル式にさせてもらいました。訂正等あった時に差し替えができる点や毎年１冊ずつ発行することで膨大な量になってしまうのではないかという点からこのような形を取らせてもらいました。昨年度から多数の事業所にお世話になり作成させてもらっています。今年度は、昨年度とは違う事業所や新たに開所された事業所にお世話になり完成しましたので、確認してみてください。ガイドブックで気になる事業所があれば進路担当（高等部：明石）へお声がけください。